

令和 2 年度

熊野町農業委員会
議事録

第 9 回

熊野町農業委員会

令和2年度第9回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和2年11月20日（金）午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員（9人）

委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員 委員 1番 庄賀 深雪

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓 治徳
委員	世良 正喜

6. 議事録署名委員（2人）

委員	9番	原 恭 博
委員	2番	福垣内 信行

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
主査	諏訪本 壮太

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和2年度第9回熊野町農業委員会を開会します。 はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。9番 原委員、2番 福垣内委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第25号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	日程第1 議案第25号の、熊野農業振興地域整備計画の一部変更（内容としては、農業振興地域整備計画の農用地からの除外）について、町から農業委員会に対して意見照会からありましたので、これについて、ご説明いたします。 まず、熊野農業振興地域整備計画についてご説明します。 当該計画書については、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町の方で策定した計画書でございます。 そのように計画書で指定した土地については、「農用地区域」とし、本町では約150haを農用地区域として指定しているところでございます。 この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来なくなっており、農地以外に転用して使用したい場合は、本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外することが必要となってまいります。 本町では、6月末と12月末までで、年に2回受け付けをしたものについて、町としての審査や広島県との協議のほか、約1か月間の縦覧公告や異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は、当該地域から除外することが出来るものとされております。 除外後は、今後の手続きを考えると最短でも2か月後ごろとなります

が、ふたたび農業委員会において、農地以外の用途で使用するということで、改めて農地転用の許可申請について、ご審議頂くことになります。

概ね、除外の申し出から農地転用まで半年程度の期間を要しており、本町では年間２回の除外申請を受けつけることとしております。

では、今回の議案についてはどういうものにあたるかと申しますと、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第３条の２において、計画変更にあたっては、町長は、農業委員会の意見を聴くものと規定されております。農業委員会としては、申し出されている農用地が、①代替えすべき土地をお持ちではないこと。②農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと。③農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れが無いことなどといった５つの要件を満たしているものかを審議し、農業委員会として、この申請された施設が農業振興地域に設置されることについて、意見を付することとなります。

その補足とお願いでございますが、町は、農業委員会へ意見を聴くことと同時に、農協に対しても意見を聴くこととなっております。その後、２か月後ころに農地転用の手続きのため農業委員会で審議を行って頂くこととなると申し上げましたが、農振除外と基本的には同一の場所での開発案件であるため、農地利用最適化推進委員による説明は今回限りとして認めて頂ければと思います。

この度は、６月末締めの場合で、４件の申請が出ておりますので、それぞれについて１件ずつ説明をさせていただきます。

それでは、まず、議案第２５号についてご説明します。

申請地は、町道城之堀線を城之堀自治会から約１００ｍほど初神方面に向かい、右手に〇〇〇〇〇が見える場所を左折し、北部農道方面へ１００ｍ程度進んだ一角にある２筆となります。

申請人は、一昨年までは水稻耕作していましたが、年齢的にも耕作することが困難となってきたため、有効利用出来ないものかとお考えになっていたようですが、太陽光発電設備業者から太陽光のために賃貸借したい旨の申し出があったため、これを受けようとされているものです。

申請者は、市街化田を保有していますが借地契約し耕作中であり、その他に代替が可能である土地をお持ちでないことや、利用集積にも与える影

	響は無いと認められること、被害防除措置が検討されているため、変更後の土地利用に支障を及ぼさないものと認められます。 また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。 なお、本日ご承認を頂いたとしても、県との本協議や異議申し立て期間等を設けることとなるため、本手続きをもってすなわち許可をすることにはなりません。 議案説明につきましては、以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 世良正喜委員、お願いします。
世良委員	先日、諏訪本さんと現地へ行ってきました。重ねての説明となりますが、北部農道を出来庭方面から入り、筆の里工房を過ぎて左側に〇〇〇〇〇さんという家があるのですが、そこを過ぎて右へ下って約100m。道路がTの字になります。左側にあるのが〇〇〇〇〇さん、その反対側が計画地で田が2町でそこへ太陽光発電システムが設置される予定です。道路に面しておりますし、境界もはっきりしております。水路もコンクリートで舗装されており、周辺の農地へ悪影響を与える恐れはないと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第25号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第1、議案第25号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第2、議案第26号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題といたします。

	事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第２６号についてご説明します。 申請地は、議案第２５号でご説明した土地から道を隔ててはいますが、ほぼ隣接する場所となります。 位置図でいいますと、右側の３筆は、休耕中ですので原野化しており、２０年以上草刈りのみを実施されてきたようです。 また、位置図の左側の２筆は使用貸借されていましたが、年齢的に耕作が出来なくなったとのことで、昨年からは休耕中の状態です。 一帯はイノシシ被害も多発しており、なんとか有効利用出来ないものかとお考えになっていたそうですが、太陽光発電設備業者から太陽光のために賃貸借したい旨の申し出があったため、これを受けようとされているものです。 申請人の土地所有状況について、固定資産税課税台帳をもとに検討しましたが、そのほかに代替すべき適当な土地をお持ちでないことや、利用集積にも与える影響は無いと認められること、被害防除措置が検討されているため、変更後の土地利用に支障は及ぼす恐れもないものと認められます。 また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。 議案説明につきましては、以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 世良正喜委員、お願いします。
世良委員	先ほどの件で〇〇〇〇〇さんの家のことを申し上げましたが、その上側の田が３町と、その道路を挟んで西側の田んぼ２町へ太陽光発電を設置されるそうです。同じく、道路に面しており、境界もはっきりしておりますし、水路もコンクリートされていますので、周辺の農地へ与える影響も問題は無いかと思います。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。

	議案第 26 号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第 2、議案第 26 号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第 3、議案第 27 号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 27 号についてご説明します。 申請地は、初神の〇〇〇〇〇から北部農道側へ 200 m 程度進み、北部農道側との接点まで進んだ周辺部にある 7 筆となります。 申請人は、現在は水稻耕作されていますが、ご夫婦とも年齢的に耕作が困難となっており、娘さんたちも遠方にお住まいであり農業を行うことが出来ないため、この度、自動車修理や土木業を営む者などから駐車場として賃貸借したい旨の申し出があったため、これを受けようとされているものです。 本件について、昨日、申請代理人のところへ行き、駐車場となっている用途についてなど、再確認しました。 目的としては、あくまでも駐車場としての使用のみであり、仮に廃材等を置いたりするようなことはあり得ないと、しないと言われていました。 また、申請人は、体調がすぐれないため農業を続けていくことは諦められています、ご高齢のため、今後、子供さんへ相続を考える上でどのようなことをお考えかということで聞きました。私からすれば今後も農地として存続してもらうことは考えられないものかということで聞いたつもりですが、農地として貸すことより、少しでも資産価値のあるものとして残してあげたいという気持ちであるとのことから、貸駐車場としての話があるものですから、貸駐車場としての活用をお考えになったとのことでした。 それから、本件について、固定資産税課税台帳をもとに代替地を検討しましたが、他に代替する土地はお持ちでないこと、集团的農用地の端の道

	路沿いに位置する土地であり利用集積に与える影響は無いと認められることや、被害防除措置が検討されているため変更後の土地利用に支障は及ぼさないものと認められます。 また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。 議案説明につきましては、以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	本件につきまして、11月15日に諏訪本さんといっしょに現地を確認に行ってまいりました。この土地は、先ほど説明がありましたように、初神の老人集会所周辺ですね、中央通りと初神の人は言っているのですが、〇〇〇〇〇からずっと北部農道にあがる6mくらいの道があるのですが、その道に面した位置です。左側も右側も面した位置にあります。これは7筆の広い面積になっておりますが、すべて2筆くらいずつバラバラになっておりまして、7筆が全部集まっている所ではございません。 それから〇〇〇〇〇というところがあるのですが、その周囲がこの方の農地となっております。 これを農業振興という面で考えれば駐車場ということで、これはどうかなと思うのですが、先ほどの中央通りに田の一面は全て面しているところであるため、ここをどうやって使用するかを考えるならば、非常に利用しやすい場所であると思います。どの田の全ての給水の道、水路は1本の水路から届いている仕組みですけども、全部側溝がコンクリートのU字溝がはめてありまして、そこへ車を停めたとしても周辺の農業へ影響は与えないだろうというように見受けました。 それからここは最近非常に交通量が増え、北部農道経由で阿戸方面あるいは東広島方面の工場あたりへ勤められる方が多くてですね、〇〇〇〇〇のところで、約200mくらい渋滞することもあります。 そういう状況なので、ここへまた大きなトラックが入ってくるというのもどうかと思うのですが、これはまた農業とは別の問題ですが、そういうような位置にあります。周囲に影響を与えるということは無いにしても、

	計画図を見ると各田んぼへ大型トラックを4、5台ずつ置く計画になっておりますが、そういうことをする場合は駐車するだけでは無く、道路事情も当然考えた上で町の方は対応されないと、なんでこういうことをしたのかということになり兼ねないと思いますね。それでなくても、今の状態でも200mの交通渋滞を引き起こしておると。ビクトリーの県道のT字型の交差点のところで混雑しておるわけですよ。そういう方面から問題になり兼ねないという感じは思っております。 それから先ほど、諏訪本さんから説明がありましたように、この方、私の家のすぐ近くの方なものですからよく分かります。土地のことも全部知っておりますけども、2年前くらいに体調不良になり救急車で病院へ行かれたようでそれ以降は、休耕をされておるようです。 ですけど、今年は少し回復されたのか、このうちの何町かは稲を作られたようでした。何れにしましても非常に高齢な方なので農業をするにしても大変だろうなと思います。 それからこの前、諏訪本さんには話したのですが、ここの田で中央通りのところで県が水を東広島へ送るために大きな水道管を設置しました。もう何年になるかね、30年くらいになりますが、作った時にいろいろ問題になり、この図でいう〇〇〇〇〇という土地があるのですが、ここが地図上では1町で道路に面したように見えるのですが、ここは〇〇〇〇〇さんという〇〇〇〇〇がお持ちでして、2mくらいの田が道路に面しておるのです。県へ道路に面したところは2m田が残っても農業出来ないから全部買い取ってほしいと言ったが取り合ってくれなかったというようなことを言っておられた。それを諏訪本さんに確認したら、確かに公図上は出ていますよね。
事務局	はい、残っております。
佛圓委員	はい、公図上は出ておるんですけども、今、農地の扱いになっておるかどうかですけども、そういう難しい問題もあるんじゃないかと思います。 その他の土地については、駐車場となってもアクセスは出来ると思います。問題は無いのだろうと思います。 それから環境対策という面ですけども、こういうある程度まとまった農地をきちっと整理された駐車場なら良いのですが、田舎の方でしたら車を

	置くだけとか、草は生え放題という状況にもなり兼ねないので、どういう結果が出るのかわかりませんが、保守ということがきちっと出来るような転用を考えてもらわないと。ただ単に車を置くだけではいけないのだろうと思います。先ほどの説明にもありましたけれど、車を置くだけのようですけども、大型車をどっちみち駐車されるでしょうから、田んぼの中へいきなり大型車を停めるような駐車は出来ないで、舗装するなり対策は必要となると思います。 いずれにしても農業という面から考えれば、きちっとした計画が立てられたものでなければ難しいなと思いました。 本件につきましては、以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
立花委員	除外ということで除外理由が貸駐車場と一行書いてあるのですが、基本は誰にというように、3条の賃貸借とかありますよね。あのような形で、誰に何をさせるかみたいなことが役場の中では当然、持っておられるんですよね。だからこの貸駐車場を設置するという中に、貸す側は〇〇〇〇さんなんだけど、借りる側の名前も把握されておってんですよね。そうしないと、どんな人が今後利用するかわからない訳ですから、今だったら。ちゃんと農業委員会のこの会議の中で資料として出して頂けないのかなと思います。
事務局	今回は、この区域から農用地を除外をするということについての申請でして、農地転用をするときには、一定程度の情報は提供出来ると思います。ただし、一体として考えるべき案件とは思いますので。
立花委員	今回はですね、いろいろな所へ分かれて、それを全部まとめて貸駐車場にしますとなったら、一人の人が借りるわけでは無いので、ある程度、情報を出して頂きたいし。 佛圓さんが今、言われたように、どういう形で駐車場にするとか一切ないわけですね。 これで異議なしで前へ進めるのはおかしいと思う。 さっきも言われたように、確認したら車以外には置きませんと言葉ではそうなんですけども、将来的に、トラック業者だからオイル交換しないといけないからドラム缶等を置いたりしてくると思うんですよ。

	それはもう、その後の転用になった後のことになるので、委員会ではもうどうしようもないことが起きると思うんですよね。その辺のことを私は心配しているんですよ。
議長	農業委員会としてですよ、責任の範囲をどこまでかということを整理しておかねばならないということでしょうね。今のは。
立花委員	例えば、借りる業者が例えば解体業者みたいな方が借りるんですしたら、将来的に車を一台だけを置いて、こっちには廃材を置かれるとか、いう形になってくるじゃないですか。
議長	ですから、そこが農業委員会として、責任の範囲を整理しておかねばならないということですよ。
事務局	農業委員会としての権限の範疇としては、農地転用の申請が出て、審議して頂き、許可をすることで、今回でいえば駐車場になり、駐車場になったら完了報告をするようになっている。その完了報告が申請どおりに実施されていると確認をすれば、この申請手続きについては、終了になります。ですから、農業委員会の権限が及ぶのは、農地から転用の完了工事が終わるまでと認識しております。 ですから、ご心配されているところ申し訳ないですが、駐車場になり、それで完了報告され、私たちが現地確認すれば、その後、違うものになる可能性もゼロでは無いということになります。
立花委員	では、次の案件等でも一緒なのですが、資材置場にしますという案件がありますよね。ちょっと調べると平成30年に新宮の海上側に資材置場にするという案件が提出され、了承しておるんですよ。先日、現場を見たらそのままになっておるのですよね。田んぼが荒地のまま。ならば、今、言った「私たちが見てから」になってないじゃないですか。
事務局	完了報告がですか。
立花委員	現地はなってないですよ。そういう中途半端な形で、分かりました、異議なしではおかしいと思いますがね。
佛圓委員	今のね、立花さんが言われた海上側のは私と役場の人と現地へ一緒に見に行って、その申請が出ておる土地とその接したところへ石材業者がおられて、その人が墓石の原料を置いたり、墓を立て替えたりするのに

	墓の石をそこへ持って帰ったりということで、申請地を使っておられるんですよ。隣接した道の反対の所ですが。そういうところで、地域の人が作れないので使ってくれないかと話が出て、それなら譲り受けて墓石を置いたりしようということでたぶん話は進んだと思いますが、田舎の場合はそういうことは杓子定規に言ってもうまくいかないと思うんですよ。ただ、今、言いましたように農業に携わる者というのは、水を非常に大事にしております。 水路というのは、非常に厳しいです。昔からあるのですが、例えば東広島の方へ行くと、地中に配管をして、バルブ一つで順番を決めて、給水が出来るような所とは違うのでね。上の人間がとったら、下の人間はずっと水を送って来るのを待たなければならないというような土地で百姓をしておるのでね。水については、十分気を付けてお互いにしてあげなければならないけど、その土地がね、資材を置こうとしても置くものがすぐにあれば置くでしょうけど、その辺は杓子定規には進まないと思いますよ。 ただ、今、許可がどうかと言われれば、確かに書面での手続きはあると思いますが。
議長	佛圓委員、今、水路の関係とか、下流の田んぼに今回の件は影響は無いという理解で良いですか。
佛圓委員	水路はきちっと給水路が入っておりますので、崩れて落ちるようなところも無いですし、問題は無いと思います。
議長	問題は無いですね。 今、農業委員会で話をしなければならないのは、今回の農地以外を管理するときに田へ支障があったら出来ないと思います。だけど、今の水路を含めて、先ほど諏訪本さんが話した農地の除外の申請で、5点ありますと言っていたことに該当しておれば、農用地から除外を認めねばならないということになりますよね。 町としての意見照会はどこまで効力があるかですね。今の話でここまで言わないといけないと立花委員が言われる借りる側の業者まで言ってもらわなければならないといったことまで必要かどうか、そのことも明確にしておかないと。他の件もすべて関連しますからね。

原委員	業種は言った方が良いのではないか。 駐車場の業種か、倉庫業とか。
議長	どこまでオープンに出来るかですね。
原委員	我々がどこまで踏み込めるかです、権限としては。 そのあたりの線引きがなかなか見えていないので。
議長	今回の案件については、あくまで農用地の除外だけの話ですね。除外の話だから、除外理由が貸駐車場の設置になっていますけど、その分については、これは参考なんですかね。
事務局	そうです。
議長	あくまでも除外だけなんですね。 この次に5条で審議しなければならないのですね。転用目的を。その時に議論しなければならないということですね。
事務局	そうなります。
議長	そこは整理をしておかねばなりませんね。
原委員	佛圓さんが言われたように周りを草もぐれにはなりませんので、借りたものはその責任をもって草を刈るとかね。
議長	それは、貸借の場合の話になるということですよね。貸借の話であるため、今回はあくまでも除外の話であるため、除外の理由に該当しておれば一応認めて、次の段階で貸借なら当然業者が出てきますので、貸す人と借りる人が出てくるから、そこで議論するかという話。 そこが整理できておったら良いと思います。
原委員	何度も説明を受けるがなかなか難しい。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	先ほど、少し話が出ていましたが、相手の人のことをどこまで話が出るかだと思う。その部分が言いなさいということでは無いが、どこまで説明するか意識併せをしておきたいと思う。
事務局	参考としてでしたが、審議をして頂く上で必要な情報であるとお求めであれば、それは申請書には記載されている内容でありますので、提供していくことはもちろん可能でございます。今回、私はそれを口頭では申し上げたわけではありますが、書面では出していなかった訳ではありま

	す。
議長	では、言われたことをもう一度、説明してあげれば良いんじゃない。
事務局	前後も含めて全体として同じことを申し上げることになるかもしれませんがご説明します。
議長	それが良いと思う。
事務局	申請人は、現在は水稲耕作されていますが、ご夫婦とも年齢的に耕作が困難となってきたり、娘さんたちも遠方にお住まいであり農業を行うことが出来ないため、この度、自動車修理でありますとか、土木業などを営む者から駐車場として賃貸借したいとの申し出があったため、これを受けようとされているものと申し上げたと思います。
議長	土木業と自動車修理ですね。
原委員	駐車場ということよ。
事務局	それで再度、確認のために昨日ですね、申請代理人のところへ行き、駐車場という用途について再確認したということでございます。 廃材を置いたりするようなことは無いと確認をしたということです。
原委員	それも廃材を置かないというのは、1年か2年で、3年目からは置いたり、又貸しするかもしれないしね。 ただ、そこまで追っては行かれないですからね。
事務局	農業委員会としては、そういうことになってしまいます。
原委員	そうすると近隣の者が困ることになる。こんな物を置いたりしてというようなことになる。
菅尾委員	こういう例は、許可の段階はほぼりが冷めるまでというか、大人しくしていて、その後というのは立花さんが言われるように近隣の人たちにとっては、非常に不安の残る所だと思うんですよね。だから特に自動車修理業というのは、解体も含めてになる可能性も無いことは無いですよ。 どんどん法の隙間を突いてというか、行政のそのような部分で、どんどん荒れていくような感じがしないでもないですね。
原委員	穴が大きくなるということですね。一度、風穴が空いたらね。
立花委員	〇〇〇〇〇あと何年か後は、万歳しなければならない訳ですよ。こう

	いった形で、貸駐車場があったら私も申請しても良いものかと思ひましてね。
菅尾委員	難しいところですね。 結局は、行政の縦割りというか、総合的に見て、今後のことを考えるというのでは無く、農林緑地課で農業委員会は農業委員会。別は別ということになり、町の方へ申請をして、また、県へ行って、ある程度整えば許可せざるを得ないというようなことが割合と多いですね。 この前、家屋を建てるのに、建築許可が先に出てしまって、農業委員会は知らなかったという事例がありましたよね。農地転用というか、届出が出されていなかったという同じ建設農林部の中で都市整備課と農林緑地課の連携もなかなかうまくいかない。この狭い、熊野町の役場の中でもそういうことになっており、いろいろな場面で見えてしまう。非常に今後慎重に考えねばならないと、禍根を残すようなことにもなり兼ねないと思います。許可を反対とか、会長さんが言われるように権限をこういうように整理すればというのは分かるのですよ。もちろん。ですが、不安が残ります。
原委員	周辺の者はですね。 ですが、この農業委員会という会議では、ここへ出ておるように貸駐車場の設置ということで申請されておるので、これで審議せざるを得ないのではないかと。
議長	これは除外なんですよ。 除外で除外理由のところは参考なのですよ。
原委員	参考。
議長	というのは、これをもう一度、議論することになるのです。 要はね、本件は、農振の一部変更で、農地を計画から除外しますよというのが審議なんです。そして、除外理由というのは、貸駐車場の設置ということで申請があったのですが、この内容についてはもう一度するんです。今度は、農地法で。 それで2回するのですが、今回の分は認めると一つの線になるので、立花委員が心配されているのはそこらだと思います。そのため、今、整理をしておかねば次の展開にならないのでないかというのでいろいろ知

	っておきたいというのが立花委員のお考えですよ。 ですけど、それはどういう整理にするかというには情報が足りないですよ。ですから、貸駐車場というのは、また別で審議しますから。
菅尾委員	それは、2か月後の農業委員会で農地転用の審議をするということですよ。
議長	そういうことです。
菅尾委員	今回は、農振から外すかどうかという審議だけということですよ。
議長	そうですよ。今回は、農振から外すために、さきほど諏訪本さんが言われたように5点ほどあったのですが、その要件に該当しておれば、農業委員会としては認めざるを得ないというのがあるのですよね。しかし、審議上の問題でどこの地域でもあることですが、前が田だったところへ家が建ち日陰になったとかあると思います。そのことの議論は、また別になってくると思うのですよね。前方が見えなくなったという話はよく聞きますので。それは、農業委員会の話ではなくて、所有者関係の話ですよ。そこらの線引きをきちっとしておかないと。 その時に除外に反対かどうかという議論です。如何でしょうかね。
事務局	言われるとおり、法のたてりが一つずつ違うということがあるのだと思います。まずはその計画の中からこの農地を除外することの意見はどうでしょうかというのを今、諮ってもらっているところです。その縦覧と申立て期間を経て、最終的に農地転用の許可の申請が上がった段階で再度審議は行って頂くと。あくまで今回諮って頂くのは意見、計画から外すことに対する農業委員会としての意見であって、次の段階では絶対的に許可するための審議に入っていくことになります。
原委員	この辺り一帯は、農振の地域ですか。
事務局	はい、農振です。
原委員	では、固定資産税も安いですね。
事務局	市街化区域では無く、市街化調整区域となるので安いと思います。
菅尾委員	農振が解けたら、大分、ハードルが低くなりますよね。
事務局	そういうことになりますね。 今は、農業以外に何も出来ない土地ですので、除外されれば農地転用

	の申請をすることが出来ることになります。
菅尾委員	申請があがってきて、それなりの理由が付けられたら反対をするというか、許可しないということは非常に難しくなると思います。今までの例からすれば。現実としてね。 ただ、会長さんが言われるような形での整理の仕方しか、ここで出来ないというのが、行政の谷間というか、隙間を突いたような形ですよ ね。
立花委員	ここへ行くまでに例えば空田さんが安芸農業協同組合推薦で委員になられておるのですが、安芸農業協同組合なんかが窓口で貸し借りみたいな扱いをするような窓口を設けてくれるようなことは無いのですか。
空田委員	ないですね。
議長	いろいろな要素が考えられます。その心配は分かりますよ。 ですが、農業が出来なくなるとか、水が上から流れてくるので、途中で止められたら下の人へは来ないという状況だったら議論しなければならんと思うのですが、水路がはっきりして、下の人も田んぼを作るのに問題が無いということであれば、そこはちょっとどうかなという所ですよ ね。 はっきりと除外をすると、農業をする人に支障をきたすという内容だったら本気で議論をしていかなければいけません、そこは今、クリアしておるという整理です。佛圓委員がお話頂きましたようにそのあたりは、あまり影響は無いのかなというところも含めてですよ、皆さんで審議頂きたいと思います。
立花委員	佛圓さんが水路は問題が無いとおっしゃったのですが、〇〇〇〇〇の上の土地が今、休耕しておられます。そして、土砂が堆積して役場の吉国さんが4年くらい前にドブさらいしておったんですよ。
事務局	それは水路ですか。
立花委員	今でもだんだん溜まってきております。
事務局	それは、土砂はどこから出た土砂ですか。休耕されておる土地から出たものですか。
立花委員	いや、そうではなく、川が県水の横が元なんです。その途中手前で

	水を取ってくるのですが。
事務局	三谷川ではなくて、分かれている土地ですか。
立花委員	三谷川ではなくて、そこは雨量が多いと土砂ごと流れてくるんですよ。
事務局	この30年災の後ですか。
立花委員	いやそうじゃなくて。
事務局	もうずっとですか。
立花委員	ずっとです。 私も専業農家になって、6年に1度くらいずつ役場へ行ってですね、土砂をさらってもらいたいと言っております。今までで3回やっております。その土砂がずっと流れて、下の方へ溜まり込んでしまいます。
事務局	道路側溝へ流れていくということですか。
立花委員	側溝もですし、川自体にも堆積してきています。 管理人が不在だったら水も流れていかなくなってしまうですよ。
佛圓委員	それはですね、溝は掃除をするのが当たり前であって。
立花委員	それじゃ誰がするんですか。
佛圓委員	田んぼを持っている人は、水がなくなってきたら順番に水を充てたりしているのですから、きちっと掃除をしなければならない。そこまで法律で規制されるものではないですよ。 そういう溝があればね、自分らが使う水へ土砂が流れてきたら取り除くのが当たり前のことですよ。していないとすれば、それはしていない方が悪い。当たり前のことですよ。それとこれとは別問題だと思いますよ。きちっと川が無いから、あるいは誰かに土地を売るか貸すか分かりませんが、この水路へ水を通さないというならそれは問題ですが、現実にはそこへ大水が出て、川の方へ流れていくにしても川の方が砂でいっぱい溜まっていたとしてね、取水口から溝の側へ水が戻ってくるようなことならば、掃除しなければ仕方がないことです。 私もあの辺りで田んぼを作っておったからよく分かります。みんなが出て掃除をしておったのですから。今ごろの若い者の代になってから、

	みんなが掃除に出ておるのに知らない顔をしておるような状況であるから問題であって、きちっと掃除すれば昔は掃除しておったのですから。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
佛圓委員	それともう 1 つ、あそこは〇〇〇〇〇が田んぼを砂で埋め立てしていますが、その砂が落ちるわけですよ。あなたの所の砂が落ちているということを経営者という会議にかけろわけにはいきませんから、その辺に住んでいる人が直せと言うしかない。それはやれば出来ることであって、要は先ほどから話が出ていますように、ここでトラックを使う人が借りている所へ勝手に入ってくるなということを言われだしたら、困るわけですよ。地域の方は、どうしようも無いわけですよ。よその敷地へ入るわけですから。だからそういうことをきちっと前もってやっておかないとすぐに問題となりますよ。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	その他にご意見があったらお願いします。
原委員	今日の審議の内容は除外ですから、このまま除外して良いのではないのでしょうか。農業委員会の意見としてはそれでどうでしょう。そして、これを次に何に使うかというのは次の問題が出てくることになると思いますので。
議長	その時は議論しなければなりませんね。
原委員	議論することになりますね。 人の財産を審議するのですから難しいですからね。
議長	それでは、お諮りしてよろしいでしょうかね。 議案第 27 号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第 3、議案第 27 号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第 4、議案第 28 号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題といたします。

	事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第２８号についてご説明します。 申請地は、県道瀬野呉線を東公民館から約１キロほど安芸区方面に向かった、深原地区公園入口をさらに約１００ｍ程度進んだ場所を右折し直線で約２００ほど山側にある田１０筆、畑２筆でございまして、〇〇〇〇〇からすると、ちょうど南方面を見上げたあたりです。 申請人の父が管理され、いつとき耕作されることをお考えだったようで、平成２５年１月に農地改良され、田へ土が盛られましたが、結果的には現地は休耕中で、すでに原野化しています。 初神３丁目にある〇〇〇〇〇さんのダンプ車庫が、東部地域防災センターの建築用地として町へ売却されたため、〇〇〇〇〇さんの方で新たにダンプ駐車場、資材置場を確保する必要が生じたとのことから、比較的近傍となるこの場所が適地として選定されたようです。 本件については、固定資産税課税台帳をもとに代替地等を検討しましたが、ほかに代替が可能な土地をお持ちでないことや、集团的農用地の端に位置する土地であり、利用集積に与える影響は無いと認められること、被害防除措置が検討されているため変更後の土地利用に支障は及ぼさないものと認められます。 また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。 議案説明につきましては、以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	この土地は、役場の方から説明があったところですが、〇〇〇〇〇に比較的近い所になります。ここへ行って見たのですが、現状は背の高い萱がうっそうと茂っているような状況で荒廃地になっております。添付されておる図面では道路側については、木が生えておりまして、下側の方で山に近い方面では、木が生えてほとんど山野化しております。道路に近い側でも雑談の中でイノシシが掘りくり返しており荒らしておりました。ここについては、上の方に民家が何件かあり、西側の山の中には工場がありまし

	た。深原には割と工場が出来ておりますので。工場がかなり建っております。道も結構広めの道路が付いておりました。 今回申請されておるところは、先ほど説明がありましたように以前は農地改良して耕作をしたいという希望を持たれ、取り組まれたようでしたが、田んぼの数が多いのですよ。一つあたりが非常に小さい面積で、面積を書いた表がありますけども、12筆で2千㎡くらいということで、広いのもありますが、24㎡とか60㎡とかそんな小さい田んぼが並んでおるような場所です。従ってここで農業を続けるというような場所でも無いし、なぜここが農業振興地域で農業地帯となったのかなという感じがするような場所でした。従って今回、この地域を駐車場にするということですが、駐車場にしても何ら問題は無いらしい、むしろ荒らしておる方が問題であると思います。そしてこの角へ家が一件ありますが、工場をやっている人の家であると思います。そうでなければとてもこの辺りへ住むのは寂しくてやってもらえないというような地域なので、このような所へ今までと違ったものが出来て、きちっと地域がきれいになるのであれば、むしろそのような方向に進んだ方が良いのではないかと思います。それくらい山の中の場所です。 水がどうなっておるかなと水を探してみたのですが、これが取水路かと確認することが出来ない状況でした。歩いて奥の方へ行くのが大変な荒地になっており、そういう状況でしたので、農業をするというのは、いくら頑張っても出来るような所では無いという感じがしました。 私の見た感じは以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第28号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第4、議案第28号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。

	続いて、日程第 5、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 29 号の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、県道瀬野呉線を東公民館から約 1.5 キロほど安芸区方面に向かい、新宮苑団地の入口を右折した先にある田と畑、それぞれ 1 筆ずつでございます。 譲渡人と譲受人は、親子関係にあり、譲渡人の所有する農地の一部を譲受人である子へ生前贈与されるものとなっています。 申請によると、譲渡人は、労働力不足によるものであり、譲受人は経営規模拡大のため、受けようとされるものとなっておりました。 現在、譲渡人と譲受人は、同居であり農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はないと考えられます。 下限面積については、本件により本町の下限面積 1000 m²を超える農地を耕作されることとなりますので、要件を満たしておられます。 譲受人は、農作業へ常時従事すると認められない場合は、許可することが出来ないこととされております。申請によれば、現在、年間 50 日となっており、これでは従事日数 150 日以上基準を満たしませんが、今回は同居の世帯員が従事するため、認めることが出来るものと判断できます。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 なお、補足ですが、農地法では、3 条により耕作を目的とせずに、農地取得することが規制されていますが、譲受人が農地取得後、相当の理由がなく、農地転用の申請をされた場合はこれを認められないものとして取り扱われておりますことを申し添えます。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	本件につきましても、11 月 15 日に諏訪本さんと一緒に行って、この

	2筆の場所を確認して参りました。 1筆については、これは田んぼですけども、全くきれいに保守されておられました。今年も稲を作られて、刈りとった藁が全面に散布してありました。これについては、ちゃんと耕作されておりました。 それから畑の方ですが、こちらは2千㎡ほど、2反ほどありますが、この土地については、ねぎとか白菜とかいろいろなものが半分くらい植えられてありました。それから残りの半分くらいは果物の柿、梅、その他、分からないものが植えてあったのですが、きれいに管理されているような状況でした。 今までもこういう状況で譲り渡しをされる方が作っておられたことを、譲受人がそれをされるのであれば問題は無いと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第5、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第6、報告第12号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」及び日程第7、報告第13号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、続けて事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第12号及び13号について、あわせてご報告致します。 本件につきましては、この1ヶ月間に届出を受理したものを報告として上げさせて頂いております。この度は、農地法第4条の規定によるものが1件、5条の規定による届出が4件ありましたことを、ご報告します。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。

	以上で本日の日程はすべて終了しました。
--	----------------------------

次回の農業委員会は12月18日（金）午前9時から開催予定です。

議案については12月9日以降に事務局から送付予定です。

以上をもちまして、令和2年度第9回熊野町農業委員会を閉会します。